181208 熊本学園大学海外事情研究所研究会講演レジュメ

天皇陛下の生前退位をめぐってー比較憲法の視点からー

2018 年 12 月 8 日

岡田　順太（白鷗大学）

はじめに

- 「天皇」＝言葉の多義性と言葉が持つイメージの複層性。
- 日本国憲法との関係で、憲法及び関係法令が規定する「天皇」という国家機関について、条文から読み取れる天皇制の構造を分析することが主眼となる。
- 天皇の地位にある個人の人柄や行動、歴史上の天皇、あるいは、皇室の家長としての天皇と区別される。

１、各国君主の「譲位」事例

- 君主制とは、世襲により国家の首長の地位または資格を継承する国家の仕組み。
- バチカン市国＝限定された身分の者から選挙によって首長を選出するという制度。
- マレーシア、カンボジア及びサモア＝選挙で国の首長を選出するものの、被選挙権者が限られた家系に属する者に限定されている。
- アラブ首長国連邦＝元首は大統領（President）。
- サウジアラビア＝法による王位継承の定めがなく、アブドゥルアジーズ初代国王の子孫が委員を務める忠誠委員会（Allegiance Council）の同意が必要となるという意味で選挙的要素。
- サモア＝オ・レ・アオ・オ・レ・マーロー（O le Ao o le Mālō）と呼ばれる国家元首を選挙で決定。
- カナダやオーストラリアのような他国の君主を君主にしている国はここで除外。
- アンドラ公国＝今日ではフランス大統領がウルヘル司教と共同元首の地位に置かれており、世襲の要素は失われている。
- 以上、現在、世界で君主制を採用している国の数は、計 28 カ国が該当。
- 2 世代のうちに譲位が見られたのは、アジアでは、カンボジア、ブータン、ブルネイの 3 カ国、ヨーロッパでは英国、ベルギー、オランダ、スペイン、ルクセンブルク、リヒテンシュタインの計 6 カ国、アラブ諸国ではヨルダン、カタール、クウェートの 3 カ国の合計 12 カ国。

	国　名	政　体	人　口	職名・君主	即　位
アジア					
	日本国	議会制型立憲君　主　制	126,168,156 (July 2018 est.)	天皇・明仁 ※2019 年 4 月 30 日退位予定	1989/1/7 先帝崩御

		(parliamentary constitutional monarchy)			
	タイ王国	立憲君主制 ※2014年5月以来、暫定軍事政府	68,615,858 (July 2018 est.)	マハー・ワチラロンコン・ボディンタラーテーパヤワランクーン国王（ラーマ 10 世王）(King WACHIRALONGKON Bodinthrathepphayawarangkun)	2016/12/1 先王崩御 （2016/10/13）
★	カンボジア王国	議会制型立憲君主制 ※2004 年王室関連法に基づく王室評議会による選挙君主制	16,449,519 (July 2018 est.)	ノロドム・シハモニ国王(King Norodom SIHAMONI)	2004/10/29 譲位（高齢）（10/7 に退位表明、10/14 王室評議会指名） ※憲法上は終身制。
★	ブータン王国	立憲君主制 (constitutional monarchy)	766,397 (July 2018 est.)	ジグミ・ケサル・ナムギャル・ワンチュク国王（第5代）(King Jigme Khesar Namgyel WANGCHUCK)	2006/12/14 譲位（円滑承継）（12/9 勅令）
	マレーシア	連邦議会制型立憲君主制 (federal parliamentary constitutional monarchy) ※選挙君主制	31,809,660 (July 2018 est.)	ムハマド5世第15代国王（クランタン州スルタン）(King MUHAMMAD V)	2016/12/13 任期（10/14 統治者会議で互選・輪番制、任期5年）
★	ブルネイ・ダルサラーム	絶対君主制（外見的立憲君主制）(absolute monarchy) ※スルタン統	450,565 (July 2018 est.)	ハサナル・ボルキア国王（第29 代スルタン）(Sultan and Prime Minister Sir HASSANAL Bolkiah)	1967/10/5 譲位（英国の内政干渉への抵抗）

		治制 (sultanate)			
ヨーロッパ					
★	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	議会制立憲君主制 (parliamentary constitutional monarchy) ※連邦王国(a Commonwealth realm)	65,105,246 (July 2018 est.)	女王エリザベス二世 (Queen ELIZABETH II)	1952/2/6 先王崩御（2 代前のエドワード 8 世は、1936 年 12 月 11 日法律で退位）
	デンマーク王国	議会制立憲君主制	5,809,502 (July 2018 est.)	マルグレーテ 2 世女王(Queen MARGRETHE II)	1972/1/14 先王崩御（1953 年王位継承法で男子のみから男子優先に）※譲位は制度上可能。
★	ベルギー王国	連邦議会制型立憲君主制	11,570,762 (July 2018 est.)	フィリップ国王 (King PHILIPPE)	2013/7/21 譲位（高齢・円滑承継）
★	オランダ	議会制立憲民主主義 ※オランダ王国の一部	17,151,228 (July 2018 est.)	ウィレム・アレキサンダー国王 (King WILLEM-ALEXANDER)	2013/4/30 譲位（高齢・円滑承継）
	ノルウェー王国	議会制立憲君主制	5,372,191 (July 2018 est.)	ハラルド 5 世国王 (King HARALD V)	1991/1/17 先王崩御 ※譲位は制度上可能。
	スウェーデン王国	議会制立憲君主制	10,040,995 (July 2018 est.)	カール 16 世グスタフ国王 (King CARL XVI GUSTAF)	1973/9/19 先王崩御 ※譲位は制度上可能（2011 年退位論浮上）。
★	スペイン王国	議会制立憲君主制	49,331,076 (July 2018 est.)	フェリペ 6 世国王 (King FELIPE VI)	2014/6/19 譲位（高齢・円滑承

					継）
★	ルクセンブルク大公国	立憲君主制 (Grand Duchy of Luxembourg)	605,764 (July 2018 est.)	アンリ大公 (Grand Duke HENRI)	2000/10/7 譲位（円滑承継）
	リヒテンシュタイン公国	立憲君主制 (Principality of Liechtenstein)	38,547 (July 2017 est.) (July 2018 est.)	ハンス=アダム 2 世公爵（第 13 代公爵）(Prince HANS-ADAM II	1989/11/13 先公薨去 （1984/8/26 に統治権を獲得。2004/8/15 に統治権を公世子に付与。）※公爵位の譲位は家憲 13 条。
	モナコ公国	立憲君主制 (Principality of Monaco)	30,727 (July 2017 est.) (July 2018 est.)	アルベール 2 世公 (Prince ALBERT II)	2005/4/6 先公薨去
アラブ諸国					
	モロッコ王国	議会制立憲君主制	34,314,130 (July 2018 est.)	モハメッド 6 世国王 (King MOHAMMED VI)	1999/7/30 先王崩御
	サウディアラビア王国	絶対君主制	33,091,113 (July 2017 est.) (July 2018 est.)	サルマン・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード国王（第 7 代国王、二聖モスクの守護者）(Custodian of the Two Holy Mosques King and Prime Minister SALMAN bin Abd al-Aziz Al Saud)	2015/1/23 先王崩御
★	ヨルダン・ハシュタット国	議会制立憲君主制	10,458,413 (July 2018 est.)	アブドッラー2 世国王(King ABDALLAH II)	1999/2/7 先王崩御 ※1952/8/11 譲位。
	バーレーン王国	立憲君主制	1,442,659 (July 2017 est.) (July 2018 est.)	ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーファ国王（初代国王、第 11 代首長）(King HAMAD bin Isa Al-Khalifa)	1999/3/6 （2002 年 2 月王制移行）
	アラブ首長国連邦	首長国連邦制 (federation of monarchies)	9,701,315 (July 2017 est.) (July 2018 est.)	ハリーファ・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン大統領（アブダビ首長）（第 2 代大統領）(President KHALIFA bin	2004/11/3 先代薨去（2004/11/4 アブダビ首長就任）

				Zayid Al-Nuhayyan, ruler of Abu Zaby (Abu Dhabi)	
★	カタール国	絶対君主制（首長制）	2,363,569 (July 2018 est.)	シェイク・タミーム・ビン・ハマド･アール･サーニ首長(Amir TAMIM bin Hamad Al Thani)	2013/6/25 譲位（円滑継承）（先々代は廃位）
	オマーン国	絶対君主制 (Sultanate)	3,494,116 (July 2017 est.) (July 2018 est.)	カブース・ビン・サイード国王 (Sultan and Prime Minister QABOOS bin Said Al-Said)	1970/7/23 廃位（クーデター）
★	クウェート国	立憲君主制 ※首長制 (emirate)	2,916,467 (July 2017 est.) (July 2018 est.)	シェイク・サバーハ・アル・アハマド・アル・ジャービル・アル・サバーハ首長 (Amir SABAH al-Ahmad al-Jabir al-Sabah（第 15 代首長）	2006/1/29 廃位（高齢重病）
その他					
	レソト王国	議会制立憲君主制	1,962,461 (July 2018 est.)	国王レツィエ三世 (King LETSIE III （第 2 代・4 代国王）	1996/2/7 先王崩御（事故）により復位（先王廃位、1990/2-1995/2 国王）
	エスワティニ王国（旧スワジランド王国）	外見的立憲君主制	1,087,200 (July 2018 est.)	国王ムスワティ三世 (King MSWATI III)	1986/4/25 先王崩御（1982/12/22 から空位・摂政制）
	トンガ王国	立憲君主制	106,398 (July 2018 est.)	国王トゥポウ六世 (King TUPOU VI	2012/3/18 先王崩御
	サモア独立国	議会型共和制 (parliamentary republic)	201,316 (July 2018 est.)	トゥイアアナ・トゥイマレアリイファノ・ヴァアレトア・スアラウヴィ二世（第 3 代国家元首） (TUIMALEALI'IFANO Va'aletoa Sualauvi II , O le Ao o le Mālō)	2017/7/21 選挙（任期 5 年）

※　浜林正夫ほか編『世界の君主制』(大月書店、1990 年)、白谷望『君主制と民主主義』(風響社、2015 年)、CIA FACTBOOK2018 などを基に、報告者作成。

※　★印は、二世代前までに譲位の例が見られた国。

２、日本国憲法と「譲位」制度

（１）歴史上の譲位

- 日本国憲法 2 条は、「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定し、天皇の地位は世襲であること以外、皇室典範の制定というかたちで国会が自由に制度設計できるとする。
- 日本における天皇の存在は、歴史的な意義を有しており、それを無視して制度設計はできない。
- 125 代にわたる天皇の歴史を紐解けば、35 代の皇極天皇から 119 代の光格天皇まで 58 例の譲位が確認できる[1]。
- 明治 11（1878）年に元老院が出版した『旧典類纂　皇位継承編』には、26 代の継体天皇が病によって「譲位セシコト瞭然タリ」として、初めての譲位の事例としている[2]。また、ここでは光明（こうみょう）天皇、後光厳天皇、後円融天皇といった北朝の天皇も含まれる。
- 昭和 14（1939）年に帝國学士院が発行した『帝室制度史』では、皇極天皇を初の譲位事例として 57 例が挙げられているが[3]、北朝の天皇や 99 代後亀山天皇も含まれていない。
- 譲位の理由としては、概ね①疾病によるもの、②衰老によるもの、③皇太子が成長したことによるもの、④天災によるもの、⑤政治の諸事情によるものが挙げられる。

代	追号	在位	典拠
①　疾病によるもの			
26	継体天皇	507?-531?	安閑天皇紀首條
41	持統天皇	690-697	持統天皇紀首條
49	光仁天皇	709-781	光仁天皇紀
51	平城天皇	806-809	平城天皇紀
52	嵯峨天皇	809-823	国史大系日本紀略
53	淳和天皇	823-833	仁明天皇紀首條
56	清和天皇	858-876	清和天皇紀
60	醍醐天皇	897-930	国史大系日本紀略
63	冷泉天皇	967-969	栄花物語月宴、神皇正統記中巻
64	円融天皇	969-984	栄花物語花山

[1] 第 2 回天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（平成 28 年 10 月 27 日）参考資料 4。
[2] 元老院『旧典類纂　皇位継承編』（1878 年）8 巻 1 頁。
[3] 帝國学士院『帝室制度史第 3 巻』（1939 年、帝國学士院）444-447 頁。継体天皇の譲位については、継体天皇紀に記載がないことなどを理由として「譲位の初例と為すは、恐らくは當らず」（同上 437 頁）としている。前掲注●）参考資料 4 と異なり、99 代後亀山天皇が含まれていない。

66	一條天皇	986-1011	栄花物語石蔭、日本紀略
67	三條天皇	1011-1016	栄花物語玉のむら菊、日本紀略
68	後一條天皇★	1016-1036	栄花物語きるはわびしと嘆く女房、日本紀略　★如在の儀
69	後朱雀天皇	1036-1045	栄花物語根合、扶桑略記巻 28
71	後三條天皇	1068-1072	栄花物語松のしづ枝
78	二條天皇	1158-1165	百練鈔巻 7、続世継物語
80	高倉天皇	1168-1180	玉海、吉記
86	後堀河天皇	1221-1232	増鏡巻 2
96	後醍醐天皇	1318-1339	神皇正統記下巻、細々要記巻 3、太平記巻 21
②　衰老によるもの			
43	元明天皇	707-715	元明天皇紀
49	光仁天皇	（再掲）	光仁天皇紀
106	正親町天皇	1557-1586	池の藻屑巻 13
③　皇太子が成長したことによるもの			
44	元正天皇	715-724	元正天皇紀、聖武天皇紀
④　天災によるもの			
56	清和天皇	（再掲）	清和天皇紀
59	宇多天皇	887-897	日本紀略
61	朱雀天皇	930-946	日本紀略、神皇正統記中巻
67	三條天皇	（再掲）	日本紀略、栄花物語玉のむら菊
83	土御門天皇	1198-1210	官槐記、百練鈔、増鏡
86	後堀河天皇	（再掲）	百練鈔、増鏡
90	亀山天皇	1259-1274	増鏡
102	後花園天皇	1428-1464	池の藻屑巻 9・10
111	後西天皇	1654-1663	野史巻 12、十三朝紀聞巻 2
113	東山天皇	1687-1709	槐記後集巻 5、皇統御譜、野史巻 14
⑤　政治の諸事情によるもの			
45	聖武天皇	724-749	聖武天皇紀
46	孝謙天皇	749-758	淳仁天皇紀
64	円融天皇	（再掲）	栄花物語花山
72	白河天皇	1072-1086	栄花物語紫野
74	鳥羽天皇	1107-1123	法性寺関白忠通公記
77	後白河天皇	1155-1158	続世継物語、愚管鈔巻 5
80	高倉天皇	（再掲）	吉記
82	後鳥羽天皇	1183-1198	増鏡、玉海、愚管鈔巻 6

88	後嵯峨天皇	1242-1246	増鏡、神皇正統記下巻
90	亀山天皇	（再掲）	北條九代記巻 10
92	伏見天皇	1287-1298	神皇正統記下巻
99	後亀山天皇	1383-1392	南方紀伝、足利治乱記巻 2、残桜記上巻、続神皇正統記
北 2	光明天皇※		園太暦
北 4	後光厳天皇※		後深心院関白記、続神皇正統記、椿葉記
北 5	後円融天皇※		続神皇正統記
100	後小松天皇	1382-1412	椿葉記、池の藻屑巻 8
102	後花園天皇	（再掲）	山賤の記
107	後陽成天皇	1586-1611	武徳編年集成巻 58、野史巻 8
108	後水尾天皇	1611-1629	歴代帝王譜略、十三朝紀聞巻 1
109	明正天皇	1629-1643	寛永廿年天皇践祚
112	霊元天皇	1663-1687	野史巻 12、十三朝紀聞巻 3
114	中御門天皇	1709-1753	皇統御譜、野史巻 15
115	桜町天皇	1735-1747	十三朝紀聞巻 4
117	後桜町天皇	1762-1770	野史巻 18
119	光格天皇	1779-1817	野史巻 20、皇統御譜
⑥　廃位されたもの			
47	淳仁天皇	758-764	
57	陽成天皇	876-884	
65	花山天皇	986-1011	
85	仲恭天皇	1221	
⑦　その他分類されていないもの			
35	皇極天皇	642-645	
54	仁明天皇★	833-850	★如在の儀？
70	後冷泉天皇	1045-1068	★如在の儀
73	堀河天皇	1087-1107	★如在の儀
75	崇徳天皇	1123-1141	
79	六条天皇	1165-1168	
84	順徳天皇	1210-1221	
89	後深草天皇	1246-1259	
91	後宇多天皇	1274-1287	
93	後伏見天皇	1298-1301	
95	花園天皇	1308-1318	
98	長慶天皇	1368-1383	

- 歴史的にみれば、天皇の地位の継承は、天皇の崩御によるよりもむしろ譲位によることを常例とするようになったとされる[4]。
- 室町時代には崩御による踐祚の例も多いが[5]、これは宮中の財政が逼迫し、多額の経費を伴う譲位の儀式ができないため。
- 如在（にょざい）の儀といって、天皇が崩御した後にもかかわらず、新天皇が譲位されたかのようにして皇位に就くといった方法によって、崩御による天皇の代替わりを避けることもみられた。
- 譲位の形式をとるものの、強制的に皇位を去らせるという「廃位」（退位強制）の例もある。

（２）近代立憲主義国家の確立と天皇制

- 明治維新を経て日本が近代国家へと変容を遂げる過程で、従来とは異なる天皇制が構築されたと見るべき
- 現行の憲法上の天皇の規定について、大日本帝国憲法時代の神権主義的要素を排除し、歴史的な象徴的存在としての天皇を存続させたとする確認説と、日本国憲法制定とともにこれまでの天皇とは異なる象徴天皇制が創設されたとする創設説とで立場が分かれる[6]。
- その断絶は大日本帝国憲法と日本国憲法との間よりむしろ明治以前の天皇の存在と明治以降の天皇制との間の方が大きいものと考えられる。
- 「宮中」の仕組みを制度として整えて、家憲である皇室典範のもとに置くという宮中立憲主義が明治期に確立した。
- 天皇の譲位に異議を唱え、高輪会議において容認論の井上毅を説き伏せ、削除させたのが伊藤博文であった（『伊東伯爵家文書』「皇室典範、皇族令、草案談話要録」）。旧典範 10 条では「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」とあるのは、譲位を否定し、皇位の継承は天皇の崩御のある場合に限るという趣旨。
- 伊藤博文は、神武天皇以来舒明天皇に至る 34 代には譲位がなく、皇極天皇に始まる譲位の例は、聖武天皇・光仁（こうにん）天皇に至って常例となったとする。その上で、「其の後権臣の強迫に因り両統互立を例とするの事あるに至る。而して南北朝の乱亦比に源因せり。本条に踐祚を以て先帝崩御の後に即ち行はるゝ者と定めたるは、上代の恒典に因り中古以来譲位の慣例を改める者なり。」（『皇室典範義解』）とする。
- 譲位を明確に否定し、それを皇室典範に明記したことが、皇室を中心とする宮中の革命的事件であった。

---

[4] 帝室制度史・438 頁。

[5] 旧皇室典範 10 条では即位の礼と区別して、「踐祚」を規定していたが、現行の皇室典範では踐祚が宗教的なものであるとして法令からは排除されている。野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ｉ（第 5 版）』（有斐閣、2012 年）112-113 頁。

[6] 確認説と創設説は、「宣言的規定説」と「創設的規定説」とも呼ばれる。佐藤幸治『日本国憲法論』（2011 年、成文堂）508 頁。

（３）明治典憲体制から日本国憲法一元体制へ

- 現行の皇室典範（昭和 22 年法律 3 号）でも、4 条で「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」と規定しており、天皇の崩御以外での皇位継承の要件は定められていない。
- しかしながら、日本国憲法 2 条が「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と、世襲以外の要素は国会が法律として定めればよいことになっている。
- そこで、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律 63 号。以下、「退位特例法」。）が、2 条で、「天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。」と定め、一代限りでの生前退位を認めるに至った。
- ただし、大日本帝国憲法体制とは大きく異なる法体系にある点に留意する必要。
- 大日本帝国憲法においては、憲法が政務法、皇室典範が宮務法のそれぞれ最高法規であり、双方は異なる法体系として成立していた（典憲体制）。したがって、宮中の事柄は宮内大臣が輔弼すべきもので、政務を担う国務大臣や帝国議会の関与が及ばない領域であった。
- これに対し、日本国憲法は唯一の最高法規であり、皇室典範は国会の制定する法律へと「格下げ」される。主権者の地位を失った天皇は、皇室典範の定めに従い、内閣の助言と承認のもとで行動する構図に置かれ、宮務事項も内閣の所管となって、宮内庁は内閣の下に置かれる一行政機関へと変化した。
- 宮中の制度構築が、国会・内閣といった政治部門の責任の下で行われるべきにもかかわらず、日頃からの議論に欠ける。

３、立憲主義国における「譲位」のあり方

- カンボジア＝憲法無視、クウェート＝当初から高齢重体、リヒテンシュタイン＝爵位（家憲）と統治権（政務）の区分。
- 憲法、法律により制度化された譲位＝オランダ、ルクセンブルク、ヨルダン
- 特別法による譲位＝英国、スペイン
- 法の根拠のない譲位＝カタール、ブータン、ブルネイ、ベルギー

４、「譲位」から考える天皇と天皇制の行方

- 各国の事例は制度設計において参考になる。限定を設けずに検討をしていく必要。
- ハンガリー、ポーランド＝摂政国の存在「君主なき君主制」の可能性。
- オーストリア＝反ハプスブルク法。他方で、聖ゲオルグ騎士団の動き（君主の残像）。
- 戴冠式や世襲要件としての宗教性。
- 血統や個性・伝統から法と民意（議会）・官僚制による継続的君主制の構築へ。